



センターマスコットキャラクター「メメ&ベベ」  
by K. Sakamoto

# シルバーとさ

編集・発行

(公社)土佐市シルバー人材センター  
〒781-1105 土佐市蓮池 2211-2  
電話 088-852-1123 FAX 088-828-5520  
HP <http://www.tosa-sjc.or.jp/>  
メール mail@tosa-sjc.or.jp



## ご挨拶

新年明けましておめでとうございます。会員の皆さま方、ご家族の皆さま方には、ご健勝の中、新春を迎えられたことと存じます。どうぞ、本年もよろしくお願いたします。

さて、令和の時代、早くも7年を迎えました。この間、私たちは経験のない感染症の時期と未曾有の自然災害発生という時期を経験してまいりました。その中で、日本社会も大きく変容し、諸

物価の高騰や人手不足も加わった働き方の改革など、世はまさに大きな変革期に入っています。

このような時代にあって、この土佐市のみならず県下全体に「少子高齢化」の波は大きく影響し、昨年には東部地区のシルバー人材センターが解散するという悲しいニュースも飛び込んできました。こうした事態は「対岸の火事」ではなく、私たちの土佐市シルバー人材センターも改めて足下を見つめ直すきっかけとなっており、就業機会の確保・提供という公益目的事業の根幹をなす「会員の確保・充実」という課題に、組織の総力を挙げ、真剣に取り組んでいく必要があります。

このため、4月から始まる令和7年度は、公益目的事業創成元年度と位置づけ、理事会と事務局の連携を基に強い取り組みを行っていきますので、会員の皆さんも、ぜひ大きなご支援とご協力をいただきますよう、よろしくお願致します。

また、年末のご挨拶にも触れましたように、土佐市シルバー人材センターでは、7年度からの土佐市から公開公募された新居コミュニティセンター指定管理業務に改めて応募したほか、新たに、蓮池コミュニティセンター指定管理業務にも応募させていただきました。本件の結果については2月になりますが、指定を受けられるよう、事務局は全力で受注獲得にあたっております。

今後の土佐市シルバー人材センターの公益目的事業拡大と、さらなる発展に大きな期待をもって、令和7年、新しい一年に向かうことといたしますので、皆さま方も重ねてよろしくお願い致します。

新しい一年が会員とご家族のみなさんにとって幸多き一年となりますよう心より祈念申し上げ、年末のご挨拶に代えさせていただきます。

令和7年1月吉日

公益社団法人土佐市シルバー人材センター

理事長 宝蔵昭治郎・役職員一同

安全就業に徹底して取り組もう!!

会員の拡大に総員で取り組もう!!

## 6年度理事会(第6回)の開催について

半年事業実績報告が主体であり、協議事項には以下に示す契約方法の見直しへの道筋を協議しますので、理事・幹事の方はご予定下さい。

### 互助会からご挨拶

■ご挨拶

土佐市シルバー人材センター会員のみなさん、会員互助会のみなさん、明けましておめでとうございます。旧年中は、互助会活動に多くのご支援と参加をいただき誠に有り難うございました。

また、昨年元旦に発生した能登半島地震で被災された皆さま方には、大変な一年を過ごされたかと存じますが、心よりのお見舞いを申し上げますとともに、ひとえに早期の復興を願っております。

さて、本年度中に予定しておりました互助会事業では9月の焼き肉パーティが未開催となり非常に残念に存じておりますが、花見の会、文化祭、忘年会といった会員交流事業は予定どおり実施でき、活動がさらに次年度に続くものと期待しております。

新しい一年が当センター・会員互助会にとって飛躍の一年となりますよう、心より祈念申し上げ、新春のご挨拶に代えさせていただきます。

土佐市シルバー人材センター会員互助会長 高木 守 ほか役員一同

## 所得税(県・市民税等の住民税含む)の確定申告について

例年2月15日ごろから始まる所得税の確定申告について、お知らせします。

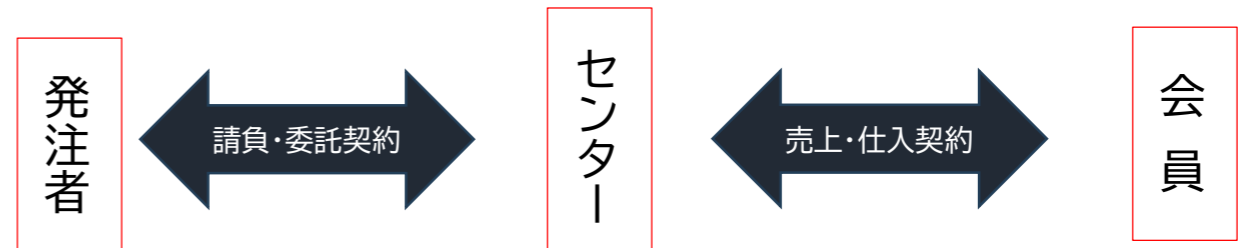
会員の皆さんは、基本的に60歳以上の現役を卒業している方で、公的年金等を受給され、土佐市SCから配分金(雑所得に該当します。)の支払いを得ていると思いますが、公益年金等の収入金額が400万円を超える方、年末調整していない20万円を超える給与所得がある方、雑所得が55万円を超える方などの一定条件に該当する方は、所得税(県・市民税の「住民税」の確定を含む。)の確定申告が必要とされていますので、ご注意下さい。

なお、ご心配の方は土佐市役所税務課に事前に相談されることをお勧めします。

## 就業条件明示から契約方法の見直しへ -2-

先月号でお知らせした「契約方法の見直し」について、シルバー人材センター業界では、フリーランス法と消費税インボイス制度の経過と対応から、全国的に包括的契約に移行する機運が高まっています。では、包括的契約となった場合、私たちの中ではどのような形となってくるのでしょうか。

① 私たちの土佐市SCの、これまでの契約方法は、次のようになっています。



② この契約では、発注者と会員の間に直接的な契約はなく、土佐市SCが間に入っていることとなりますが、新しい契約方法では次のような形となります。

セン



このように図示すると「わかりにくい!」という声があると思いますが、基本的に作業の契約は「発注者と土佐市 SC」の間で契約書を締結します。ただ、会員は、土佐市 SC から提示する業務仕様書（就業条件明示書）の内容に同意していただく必要があります。この仕様書には作業の報酬や作業条件などを明示して、フリーランスである会員の「条件を明らかにする。」ことで、安心して働くことが出来るようにするものです。

この結果、作業完了後に発注者に送る請求書には、以前にもお知らせしたように、会員は消費税法でいう「免税事業者のため消費税を記載しない」とし、土佐市 SC の経費（SC 材料費や事務費など）にかかる消費税のみを表示して請求することとなります。

#### 土佐市 SC の経理処理に関する課題

この契約方法の見直しによって、土佐市 SC の経理処理に関し、次の大きな課題が生じてきます。

① その一つ目は、消費税の処理です。会員分の消費税は前記のとおり表示しないこととなりますから、発注者からは SC 経費の請求額のみにかかる消費税相当額が支払われます。

■例えば、草刈り作業で

ア. 会員配分金 6,000 円 イ. 会員草刈機代 1,500 円とすると、会員の経費は合計 7,500 円です。

イ. SC 経費は、7,500 円の 12% が事務費として 900 円（うち消費税 82 円）となります。

ウ. 結果、請求金額は 7,500 円 + 900 円 = 8,400 円（うち消費税 82 円）となります。

■しかし、消費税法上では請求金額の 8,400 円が取引額ですから、この金額が課税対象となりますので、この契約に含まれる消費税額は 763 円となり、SC では 763 円 - 82 円 = 681 円の赤字となります。

② このため、二つ目の課題として、会員経費と SC 経費を経理上、分割して処理することによって、SC の赤字を解消する方法が必要となってきます。

③ その方法は、会員の経費である「**会員の配分金と会員の材料費を預かり金で処理する。**」というものです。

※上の例から言うと、会員の経費 7,500 円を SC が預かって、所定の期日に会員へ支払います。

※SC の経理処理には、残る 900 円が収益事業費として入り、支出の財源に使用されます。

④ 結果、土佐市 SC の決算上から、会員に関する受取配分金と受取材料費が収入から除外され、支出からは会員に関する支払配分金と支払材料費が除外されます。このことにより、令和 5 年度の決算に置き換えてみると、次のようになります。

収入の部	決算額	新方式	減少額
受取配分金	43,554,008	0	▲43,554,008
受取材料費	12,310,981	8,723,939	▲3,587,042
受取事務費	7,117,912	7,117,912	0
その他収入	29,940,746	29,940,746	0
収入合計	92,923,647	45,782,597	▲47,141,050
支払配分金	43,554,008	0	▲43,554,008
支払材料費	3,587,042	0	▲3,587,042
その他支出	45,265,674	45,265,674	0
支出合計	92,406,724	45,265,674	▲47,141,050

⑤ 以上のように、契約方法の見直しによって会員経費を預かり金処理すると、土佐市 SC の決算の上では、上の表にしめすように、決算額が半減することとなり、消費税法上でいう 5 千万円未満の課税事業者となるため、現在のように、消費税本則課税事業者ではなく、簡易課税制度を活用できる課税事業者となり得る状況になります。

また、消費税の課税対象となる取引額（収益事業費）も会員分が除外されますから、消費税の納付税額も軽減されるという利点につながってきます。

⑥ この後、理事会では、この契約方法の見直し実施時期について、目標を令和 8 年 4 月 1 日からとして、さまざまな見地から検討を行っていく予定としています。会員の皆さんには懸念される部分もあるかと思いますが、基本的に会員側に負荷が生じることはありませんので、どうぞご安心下さい。

ただし、現在取り組んでいる「**請負の原則である会員自身の見積りによって作業時間や金額を定め、作業前に契約する**」ことを徹底し実施して下さい。

今までのように

○ やってみんなと分らん

○ 終わってみんなと分らん

などという、発注者が請求書をもって初めて支払額が分かるという契約を、出来るだけなくしていきましょう。センターも公益法人といっても一定の利益をあらかじめ見込む必要がある団体です。事業収益を事前に予測できる、決算額が予測できる団体としていきましょう。

皆さんが「物を買うとき、物事を第三者に頼むときなど」も、あらかじめ支払額を予定することから、シルバー人材センターだから、高齢者のやることだからといって「**事後精算はない。**」として下さい。

□会員数(令和 7 年 1 月 16 日現在) 総会員数 200 名・男性 136 名・女性 64 名

□配分金のお支払い日

【センター請負就業の方】

○毎月 15 日（土日祝祭日の場合は、その前日）※ 1 月、4 月、5 月は 20 日 となります。

【派遣就業の方】

○毎月 25 日（土日祝祭日の場合は、その前日）※高知県連合会から振り込みとなります。